

令和7年度 渋谷区介護支援専門員法定研修受講料補助事業

介護支援専門員の人材確保及び定着を促進することを目的として、介護支援専門員法定研修の受講料を負担する事業所等に対して、負担した額の一部を補助します。

対象事業所

次の要件をすべて満たす事業所を対象に補助を行います。

- (1) 令和7年度中に、介護支援専門員が受講する法定研修の受講料を全額負担し、東京都介護支援専門員法定研修受講料補助事業の交付決定を受けていること。
- (2) 渋谷区内に所在し、別表1のいずれかに該当する事業所等であること。

対象となる職員

対象となる職員は次のとおりです。

- (1) 別表1に定める対象事業所において、現に介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する又は今後資格を活用する見込みのある者。
※
※介護支援専門員資格を活用した業務・・・ケアプランの作成業務、予防ケアプランの作成業務、要介護認定調査業務、ケアプラン点検業務。
- (2) 対象事業所を運営する法人に直接雇用されている者。
- (3) 事業者における役員（法人代表者を含む。）においては、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する者。

補助対象経費

対象となる職員が別表2に定める介護支援専門員法定研修を受講するにあたり令和7年度受講分として納入した受講料について、事業者が負担した額。ただし、対象となる職員が雇用保険法に基づく教育訓練給付制度の給付を受けている場合はその給付額を除いた額とします。

補助率

4分の1

補助金額

補助対象経費と別表2に定める補助基準額を比較し、少ない方の額に補助率を乗じた金額。ただし、100円未満の端数は切り捨てます。

申請方法

(1) 必要書類

所定の「交付申請書」に下記の書類を添えて、提出してください。

- ① 東京都介護支援専門員法定研修受講料補助金交付決定通知書（写し）
- ② 介護支援専門員法定研修修了証（写し）
- ③ 証明書（参考様式）
- ④ 当該研修の受講料を支払ったことが分かる領収書等
- ⑤ 印鑑証明書（原本）
- ⑥ 介護支援専門員証（写し）※実務研修・再研修受講者のみ
- ⑦ 請求書兼口座振替依頼書

※②～④（＋該当する場合は⑥）は申請する人数分提出してください。

(2) 申請受付期間

令和7年10月6日(月)から令和8年3月31日(火)まで（必着）

提出先

〒150-8010

東京都渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所本庁舎5階

渋谷区介護保険課事業所支援主査まで郵送、又は持参。

（持参の場合は、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。）

問合せ先

渋谷区介護保険課事業所支援主査

TEL 03-3464-8003

別表 1

1	居宅介護支援
2	地域包括支援センター
3	介護老人福祉施設
4	介護老人保健施設
5	介護医療院
6	（介護予防）特定施設入居者生活介護
7	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
8	看護小規模多機能型居宅介護
9	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
10	地域密着型特定施設入居者生活介護
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
12	その他介護支援専門員の資格を活用した事業を行う者として東京都が認める事業者

別表 2

区分	介護保険法等根拠法令	補助基準額
介護支援専門員実務研修（87 時間）	介護保険法第69条の2第1項	44,600円
介護支援専門員現任研修 （専門研修課程Ⅰ）（56 時間）	介護保険法第69条の8第2項ただし書	34,500円
介護支援専門員現任研修 （専門研修課程Ⅱ）（32 時間）	介護保険法第69条の8第2項ただし書	23,800円
介護支援専門員更新研修（88 時間）	介護保険法第69条の8第2項	58,300円
介護支援専門員更新研修 （56 時間・前期）	介護保険法第69条の8第2項	34,500円
介護支援専門員更新研修 （32 時間・後期）	介護保険法第69条の8第2項	23,800円
介護支援専門員更新研修 （54 時間・実務未経験者）	介護保険法第69条の8第2項	28,500円
介護支援専門員再研修（54 時間）	介護保険法第69条の7第2項	28,500円
主任介護支援専門員研修（70 時間）	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号	52,600円
主任介護支援専門員更新研修（46 時間）	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号	38,000円